

指定難病医療受給者証の有効期間の延長について

- 指定難病医療受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満了する方については**1年間自動で延長**されます。
(例) 有効期限が令和2年9月30日の方の場合
⇒ 令和3年9月30日まで有効期限が延長されます。
- 現在お持ちの指定難病医療受給者証は、**令和2年10月1日以降も引き続き御使用いただけます**。(延長に当たり、**臨床調査個人票等の提出は不要**です。)
- 9月頃に自己負担上限月額管理票をお送りします。
- 指定難病医療受給者証に記載されている事項に変更が生じた場合(平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など)には、随時保健所で手続きを受け付けています(郵送による手続きも可能です)。
- 変更手続きに必要な書類や今後の状況などは、[県のホームページ](#)でお知らせしています。

埼玉県 指定難病



問い合わせ先

埼玉県保健医療部疾病対策課 指定難病対策担当

電話 048-830-3562

FAX 048-830-4809

開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

埼玉県難病相談支援センター

《委託：一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会》

電話 048-831-8005 (期間限定 令和2年9月末まで)

電話 048-834-6674

開所時間 平日 午前10時から午後4時

※ 保健所における新型コロナウイルス相談体制強化のため、本件についての問い合わせは、**疾病対策課指定難病対策担当**または**埼玉県難病相談支援センター**までお願いします。



埼玉県のマスコット
コ/トシ